

事務事業名	児童扶養手当支給事業	担当	健康福祉部 こども家庭課 子育て支援係	
政策名	02 「笑顔づくり」～安心と元気アップ!～	施策名	9	子育て支援の充実
成果指標	名称	単位	2 年度実績	
	受給者数	人	465	
	対象児童数	人	702	
事業概要	父又は母と生計を同じくしていない児童を養育する家庭の生活の安定と自立を促進し、もって児童の福祉を増進することを目的とする。 [事業主体]市 [対象]父又は母と生計を同じくしていない児童（18歳に到達する年度末までにある児童又は20歳の誕生日の前日の属する月に政令で定める程度の障害のある児童）を監護している父又は母又は両親に代わって養育している者に対して支給される。 [支給の制限]請求者（本人）及び生計同一の配偶者、扶養義務者の個々における所得が扶養親族等の数に応じて定める額未満であれば、手当の一部又は全部が支給される。 [手 当 額]平成31年4月分から、全部支給：42,910円、第2子加算額は10,140円、第3子以降加算額は6,080円、一部支給は10,120円～42,900円、第2子加算額5,070円～10,130円、第3子以降加算額3,040円～6,070円ずつ加算される。 [補 助 率]国1/3・市2/3			
2 年度実績・成果・課題	児童を養育する家庭の生活安定と自立を促進している。			
今後の方向性と具体策	<input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 目的絞込み <input type="checkbox"/> 目的拡充 <input type="checkbox"/> 事業統合 <input type="checkbox"/> 事業のやり方改善 <input type="checkbox"/> 予算削減 <input type="checkbox"/> 予算増大 <input type="checkbox"/> 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない） 【具体的な改善案】			